

大隅肝属広域事務組合指定管理者制度導入及び運用手続要領

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	導入の適否判断（第6条－第9条）
第3章	施設の活用方針及び公表（第10条－第17条）
第4章	設置条例等の整備（第18条）
第5章	募集要項等の作成（第19条－第24条）
第6章	募集及び受付（第25条－第31条）
第7章	選定委員会の開催（第32条－第35条）
第8章	候補者の決定及び指定（第36条－第38条）
第9章	協定書の締結（第39条－第42条）
第10章	事前準備（第43条－第51条）
第11章	管理監督（第52条－第64条）
第12章	委託料の支払手続（第65条）
第13章	不服申立て（第66条）
第14章	更新手続（第67条）
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定により、大隅肝属広域事務組合の公の施設（以下「施設」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるに当たり、円滑な導入及び適正な運用手続を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理 施設の利用許可、利用料金等の收受、維持管理等に関する業務をいう。
- (2) 運営 組合が企画した事業の代行、情報発信、自主事業等に関する業務をいう。

（基本理念）

第3条 指定管理者制度の導入及び運用に当たっては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の趣旨を踏まえるとともに、次の事項を基本理念とする。

- (1) 公正で公平な競争を基本とし、透明性を高めること。
- (2) 指定管理者制度の導入及び運用に関して作成した文書は、組合ホームページ等を用いた積極的な開示に努めること。

（基本目標）

第4条 施設の管理運営は、指定管理者を活用して行うこととし、次に掲げる事項を基本目標として条例、規則、仕様書及び協定書に反映させるものとする。

- (1) 一層の行政サービスの向上に資して、住民の満足度及び評価を高めることにより、施設の設置目的を満たすこと。

- (2) 維持管理に関する経費の節減が図られるとともに、指定管理者の経営努力が報われ、収益機会が見込まれること。
- (3) 働く職員の良好な雇用環境が維持改善され、多様な就業機会が提供されること。
- (4) 民間事業者等の自由な発想及び取組が尊重され、組合と指定管理者が互いの長所を發揮し、調和されること。

(環境衛生課の責務)

第5条 環境衛生課は、この要領に定めた手続に従って、導入及び運用を行わなければならない。

第2章 導入の適否判断

(現状調書及び間接経費の作成)

第6条 環境衛生課は、所管する施設の管理運営を指定管理者に行わせるに当たり、次に掲げる事項について現状及び課題を把握し、公の施設管理運営の現状調書(別記第1号様式)を作成し、必要に応じて間接経費積算表(別記第2号様式)を作成するものとする。この場合において、内容項目は、施設の特性に応じ変更できるものとする。

- (1) 施設の設置目的
- (2) 施設の概要
- (3) 施設の管理運営経費

(適否判断の作成)

第7条 環境衛生課は、前条の公の施設管理運営の現状調書に併せて、次に掲げる事項について、施設における指定管理者制度活用の適否判断(別記第3号様式)を作成し、その適否の可能性を判断するものとする。

- (1) 施設の設置目的の達成
- (2) 住民サービスの向上
- (3) 業務の効率性の向上(施設の耐久性及び安全性の判断を含む。)
- (4) 経費の節減
- (5) 組合直営の必要性の有無
- (6) 管理等の代行を行う民間事業者等の存在又は参入可能性(見込み)
- (7) 収入の存在

2 環境衛生課は、基準の整理に当たっては、過去の実績、将来に対する見通し等の統計的指標、具体的事象等を把握して行う等、客観的整理に努めなければならない。

3 第1項の規定による判断に当たっては、次に掲げる事由により指定管理者制度活用が不相当と判断した場合は、直営による業務の外部委託、施設の廃止、民間への譲渡、売却等を検討するものとする。

- (1) 施設の設置目的が達成されたと判断できる場合
- (2) 老朽化が著しく大規模修繕の可能性がある場合
- (3) 官民間わず、重複又は類似する施設がある場合
- (4) 業務内容が使用許可権限等を伴わない単純な管理作業のみであり、指定管理者制度活用により、管理経費が増加する等、事務効率が悪化する場合
- (5) 利用者の増加が明らかに見込まれない場合
- (6) 施設の稼働率が著しく低い場合

(適否判断の公表及び意見聴取)

第8条 前条の規定により制度の活用を相当と判断した施設については、組合ホームページ等で

適否判断を公表するとともに、次に掲げる事項について、利用者、民間事業者等から指定管理者制度活用に関する御意見依頼書（別記第4号様式）により意見を聴取するものとする。

- (1) 公の施設が担うべき役割及びサービスの水準
- (2) 民間が担うべき業務の範囲
- (3) 業務遂行の方法
- (4) 参入可能性
- (5) 募集方法
- (6) 対象施設の組合せ
- (7) 必要経費及び財源確保
- (8) その他指定管理者の活用に必要な事項
(適否判断の時期)

第9条 第7条の適否判断は、原則として指定管理者導入及び更新の前々年度1月に行うものとする。

第3章 施設の活用方針及び公表

(活用方針の作成と公表)

第10条 環境衛生課は、第8条の規定による意見聴取を踏まえ、改めて指定管理者の活用が適当と判断したときは、次に掲げる事項について定めた当該施設に係る指定管理者制度活用方針（別記第5号様式）を作成するものとする。

- (1) 対象施設と複合導入する施設の有無
- (2) 公募又は非公募の手続（非公募の場合は予定指定管理者の名称及びその理由）
- (3) 指定予定期間
- (4) 利用者数等の活用目標
- (5) サービス及び業務の範囲
- (6) 条例、規則等の改正の見込み
- (7) 施設の修繕の可能性及び計画
- (8) 指定管理者に行わせる業務の範囲
- (9) 利用料金制度適用の有無及び収入の見込み
- (10) 指定管理料(以下「委託料」という。)制度又は納付金制度適用の有無及び経費の見込み
- (11) 委託料の精算
- (12) 剰余金、収益金等の活用
- (13) リスク分担
- (14) 今後の導入スケジュール

2 作成した活用方針は、速やかに組合ホームページ等で公表しなければならない。

(活用方針の作成時期)

第11条 活用方針の作成は、原則として制度導入及び更新の前々年度2月に行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、施設の性格及び目的に応じて選択し、詳細を定めるものとする。

- (1) 施設の使用許可及び使用許可の取消し（ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限は含まない。）

- (2) 利用料金の收受、還付、組合への払込み等の業務
- (3) 施設の警備、清掃、展示物の維持補修、機器の運転、植栽の管理等の維持管理
- (4) 当該施設運営に係る各種事業等ソフト面の企画業務
(非公募)

第13条 指定管理者の候補者の選定は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらず候補者を選定できるものとする。

- (1) 地域コミュニティ施設等で、共生・協働の観点等から近隣の住民等が管理運営を行うことが施設の有効活用につながる、又は地域の活性化に資すると見込まれるとき。
- (2) 障害者の自立支援、高齢者等の雇用の安定等、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号に該当する団体等を指定管理者とするとき。
- (3) 公募したが、申請団体がなかったとき。
- (4) 指定管理者又は指定管理者の候補者の指定を取り消し、早急に次の指定管理者を決めなければならないとき。
- (5) 指定管理者の候補者から辞退の申し出があったとき。
- (6) 組合の施策の円滑な推進を図る上で、施設の設置目的と密接に関連する団体に管理させることが適当と認められるとき。

(職員の調整)

第14条 指定管理者を活用するに当たり、当該施設に配置されている職員の取扱いについては、総務介護課と事前に協議するものとする。

- 2 嘱託職員等の取扱いについては、総務介護課と協議し、法的整理に配慮する等、指定管理者への引き継ぎ等道義的配慮に努めること。

(複合施設)

第15条 指定管理者の活用にあたり、施設の位置、機能、設置目的、管理運営経費の節減等の観点から、単体の施設として管理運営するよりも、複数の施設を集約して管理運営した方が合理的であると判断できる施設については、複合活用するものとする。

(目的外使用等)

第16条 環境衛生課は、施設内に自動販売機を設置したい申請者に対し、大隅肝属広域事務組合財産規則（平成21年規則第17号）等に基づき、行政財産の目的外使用の申請をさせ、当該施設の用途又は目的を妨げないと認められる場合に限り、許可するものとする。

- 2 物品販売を行う場合は、環境衛生課と指定管理者が協議し、仕様書に定めた業務の範囲内であれば、許可するものとし、収入は指定管理者の収入とする。

(備品等)

第17条 備品等のリース契約は、備品等の所有者である環境衛生課が行い、指定管理者に貸し付けるものとする。この場合において、リース代金は委託料基準額に含み、指定管理者が支払うものとする。

- 2 指定管理者が、リース期間中に指定取り消し等の処分を受け、支払ができない場合は、環境衛生課が支払を行い、指定管理者に対して支払金額を請求するものとする。

- 3 リース期間完了が年度途中となる場合は、リース期間満了後も当該備品を使用することとし、

リース期間満了後速やかに契約を締結し、又は年度初めで新たに契約を締結するものとする。

- 4 リース期間と指定期間の満了時期に差異が生じる場合は、取扱いについて契約に定めるも

のとする。

第4章 設置条例等の整備

(条例、規則等の整備)

第18条 指定管理者の活用に伴う設置条例は、指定管理者による管理、指定の手続、選定基準、業務の範囲、使用時間、利用料金制度等の規定並びに管理者等及び使用料の部分に係る読替規定を整備するものとする。

2 環境衛生課は、指定管理者の導入及び更新に当たっては、利用時間等のサービスの向上、受益者負担の視点からの利用料金の適正化、指定管理者と組合の明確な責任分担等が図れるよう、条例、規則等の改正を行わなければならない。

3 設置条例の改正等を行う場合は、指定管理者制度導入及び更新の前々年度の3月組合議会定例会に条例改正議案を上程するものとする。

第5章 募集要項等の作成

(募集要項の作成)

第19条 指定管理者募集要項(別記第6号様式)は、施設の概要、指定管理者の業務の基本的事項、募集及び申請に当たっての手続、審査評価項目、委託料等、指定管理者の選定に関する事項を記載するものとする。この場合において、要項の内容は施設の特性に応じ変更できるものとする。

2 複合施設の場合は、審査評価項目、委託料等について関係課で協議するものとする。

(委託料基準額の算出)

第20条 組合が提示する委託料の基準額(以下「委託料基準額」という。)の設定に当たっては、単年度経費基準額表(別記第7号様式)を作成することとする。この場合において、単年度経費積算基準額表は施設の特性に応じ変更できるものとする。

2 経費の見込みは、直営で行う場合を基本に算出するものとし、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費等の管理費、委託料及び備品購入費は過去3年間の実績、市場動向等を踏まえて積算するものとする。

3 人件費は、直営で行う場合の配置基準に基づき、原則として人数及び別に指定する標準人件費に基づいて積算するものとする。ただし、配置基準は、必置基準又は品質基準を明確にするものとする。

4 修繕料は、過去3年間の実績を踏まえ、リスク分担表(別記第8号様式)に基づき30万円を上限として積算する。この場合において、修繕料の額は施設の特性に応じ変更できるものとする。

5 消費税は内税方式により積算し、指定管理者が負担すべき税及び施設の賠償責任保険は指定管理者の負担とし、委託料基準額に積算しないものとする。

6 委託料基準額の決定に当たっては、総務介護課による査定及び債務負担行為額の内示を得なければならない。

7 委託料基準額の決定に必要な過去3年間の経費実績等の資料は、申請者の求めに応じて積極的に開示するよう努めなければならない。

(指定管理者業務仕様書の作成)

第21条 指定管理者業務仕様書(別記第9号様式。以下「仕様書」という。)は、指定管理者の業務の具体的内容及び達成すべき品質について記載し、詳細に整理するものとする。この場合において、仕様書の内容は施設の特性に応じ変更できるものとする。

- 2 仕様書に記載のない業務を指定管理者に行わせることはできないものとする。

(安全性の確保)

第22条 環境衛生課は、指定管理者の導入及び更新に当たり、施設の安全性を点検し、修繕計画を定めるとともに、事前の改修に努めなければならない。

- 2 環境衛生課は、やむを得ず指定期間中に修繕を行う場合は、計画年度、修繕内容、指定管理者の業務、収入等に及ぼす影響等を整理して、仕様書等に記載する等により指定管理者申請者にあらかじめ周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、施設の備品に準用する。

(審査評点表の作成)

第23条 環境衛生課は、大隅肝属広域事務組合指定管理者候補者選定委員会運営要領（平成25年3月制定予定。以下「運営要領」という。）第9条第2項の規定に基づき、募集要項に記載した審査評価項目及び評価の基準を整理した審査評点表をあらかじめ作成するものとする。

- 2 環境衛生課は、審査評点表を作成する場合における審査評価項目及び判断基準は、次の各号に定める項目を基本とし、当該施設の設置目的を達成するために必要な事項及び施設の特異性を考慮して必要な修正を行い、評価項目の追加に努めるとともに、各審査評価項目の判断基準について、具体的な基準を検討するものとする。（共通項目は、統一的な考えのもと配点することから削除できないものとする。）。

(1) 委託料

ア 提案された委託料は低額か。

(2) 安定性

ア 団体の組織形態が安定しているか。

イ 団体の財務実態が安定しているか。

ウ 構成市町内の業者である又は迅速な対応が可能か。

(3) 公平性

ア 利用者に対する公平で利便性の高いサービスの提供が可能な運営となっているか。

イ 利用者からの要望及び苦情に柔軟に対応できる体制となっているか。

(4) 効果性

ア 事業計画は的確又は施設の利用を促進させる具体的方策が採られているか。

イ 効率的運営のための具体的な計画及び工夫が提案されているか。

(5) 能力性

ア 業務を継続するための幅広い知識及び経験を持つ人員並びに活動体制が整っているか。

イ 施設の運営に必要な有資格者等は確保されているか。

ウ 公の施設又は同様な施設の管理及び運営の実績があるか。

エ 施設を管理する職員の研修が積極的に計画されているか。

(6) 目的性

ア 設置理念に基づいた運営方針が示され、住民の自主的活動援助の考え方があるか。

イ 参加しやすい経費設定がされ、内容、実施回数等が適当な自主事業計画であるか。

(7) 安全性

ア 災害発生時の危機管理を理解し、具体的な対応策が準備されているか。

イ 個人情報の保護体制が整えられる計画内容になっているか。

3 審査評点表は、指定管理者の指定議案が議決するまで、非開示とする。

(事前準備の作業時期)

第24条 事前準備は、原則として制度導入及び更新の前々年度2月から6月までの間に行うものとする。

第6章 募集及び受付

(募集の手続)

第25条 指定管理者の候補者の募集は、募集要項及び仕様書を作成し、組合ホームページ等に掲載する公募又は指定管理者の候補者に交付することにより行う。

2 非公募により指定管理者の候補者を選定した場合は、指定候補予定団体に対して、非公募申請依頼書(別記第10号様式)により指定申請書の提出を指示するものとする。この場合において、申請書の内容は施設の特性に応じ変更できるものとする。

3 申請の申請期間は、1ヶ月確保しなければならない。

(申請書の受付)

第26条 環境衛生課は、大隅肝属広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する規則(平成 年大隅肝属広域事務組合規則第 号。以下「指定管理規則」という。)第3条に規定する指定申請書等を受領したときは、速やかに申請者一覧表(別記第11号様式)に記載するとともに、添付書類の確認を行い、提出書類に不備があった場合は申請者に指示して修正させ、再度提出させるものとする。

(申請者の資格)

第27条 指定管理者の申請者は、団体であれば法人格の有無は問わないが、原則として次に掲げる要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 同一施設に対して、他団体により申請していないこと。
- (2) 申請者の代表者が公務員でないこと。ただし、公社等についてはこの限りでない。
- (3) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (4) 令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定により、参加を制限されている法人等でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされていない法人等であること。
- (6) 大隅肝属広域事務組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成21年告示第10号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 市税等について滞納がないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下でない団体であること。
- (9) 当該募集要項の公募日において、原則として鹿児島県内に営業所等を有する事業者であること。

(照会)

第28条 環境衛生課は、申請者に対する現地説明、質問等に対する回答、資料の提供を行うほか、その対応状況を組合ホームページ等で積極的に公表する等、公正及び公平な募集手続の実現に努めなければならない。

(書類審査)

第29条 環境衛生課は、申請者から提出された書類の各項目について必要な要件を満たしているかを審査するとともに、これを満たしている場合は、その旨を申請者一覧表に記載し、環境衛生課長に提出するものとする。

2 次に掲げる事項により書類審査を満たさない申請者は失格とし、申請者一覧表から削除するとともに、指定申請に係る失格通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

- (1) 提案された委託料が、第23条第2項第1号に規定する委託料基準額を上回ったとき。
- (2) 申請者が、第27条に規定する資格要件を満たさないとき。
- (3) 指示にもかかわらず、第26条に規定する提出書類の不備が改善されないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき。

(経営診断)

第30条 申請者の経営安定度を測る目安として、経営診断基準に基づき経営診断を行うものとする。

(募集及び受付の作業時期)

第31条 募集及び受付は、原則として制度導入及び更新の前年度7月から8月までの間に行うものとする。

第7章 選定委員会の開催

(選定委員会による選定)

第32条 公募による指定管理者の候補者の選定は、条例第1条に定める選定委員会が行う。

(選定委員会の開催)

第33条 環境衛生課は、選定委員会を開催して候補者を選定し、その結果を管理者に報告しなければならない。

(その他の手続)

第34条 募集及び申請に関するその他の手続は、規則の定めるところによる。

2 指定管理者の候補者の選定に関するその他の手続は、条例及び運営要領に定めるところによる。

(選定委員会の作業時期)

第35条 選定委員会の設置及び運営は、原則として制度導入及び更新の前年度8月から10月までの間に行うものとする。

第8章 候補者の決定及び指定

(指定議案の上程)

第36条 環境衛生課は、指定管理者の候補者を決定したときは、対象となる公の施設の名称、指定管理者として指定する団体の名称並びに指定の期間についての指定議案及び債務負担行為を設定する予算議案を作成し、組合議会定例会に上程するものとする。

(指定議案の作業時期)

第37条 指定議案は、原則として制度導入及び更新の前年度12月組合議会定例会に上程するものとする。

(指定管理者の公表)

第38条 指定管理者の候補者の決定及び指定管理者の指定があったときは、指定管理規則第7条の規定に基づき速やかに候補者へ通知するとともに、指定管理規則第11条の規定に基づき速やかに住民へ公表するものとする。

第9章 協定書の締結

(基本協定書の締結)

第39条 指定議案及び予算議案について議会の議決を得たときは、公の施設の概要、指定期間及び施設の管理に関して、指定管理者が遵守すべき事項等を定めた、施設の管理等に関する基本協定書(別記第13号様式)を締結し、業務引継ぎに着手するものとする。この場合において、基本協定書の内容は、施設の特性に応じ変更できるものとする。

2 基本協定書の締結は、原則として制度導入及び更新の前年度1月から3月までの間に行うものとする。

(単年度協定書の締結)

第40条 管理者は、各年度の業務の開始に当たり、単年度ごとに支払う委託料の額及び支払方法について定めた単年度協定書(別記第14号様式)を締結するものとする。この場合において、単年度協定書の内容は、施設の特性に応じ変更できるものとする。

2 支払方法は精算払いとする。ただし、指定管理者に自己資金能力がない場合等はこの限りでない。

3 締結に当たっては、大隅肝属広域事務組合財務規則(平成21年規則第15号)第2条により組合が準用する鹿屋市会計規則(平成18年鹿屋市規則第60号。以下「会計規則」という。)第47条の規定に基づき会計管理者に事前合議しなければならない。

4 単年度協定書の締結は、制度導入及び更新の当該年度4月1日付けで行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第41条 環境衛生課は、指定管理者が指定管理業務遂行に当たり保有する個人情報、文書等については、関係法令及び組合の条例、規則、要綱等に基づき適切に処理するよう協定書等において整理しなければならない。

(疑義事項の確認)

第42条 基本協定及び単年度協定の内容変更を伴わない疑義事項については、必要に応じて指定管理者と疑義事項合意書(別記第15号様式)を取り交わすものとする。

第10章 事前準備

(再委託に関する承認申請)

第43条 環境衛生課は、指定管理者が再委託する業務がある場合、その業務を開始する前に再委託に関する承認申請書(別記第16号様式)により管理者の承認を受けさせるものとする。

2 環境衛生課は、前項に規定する申請があったときは、指定管理規則第3条第1項に定める指定管理者指定申請書に記載された再委託業務等を確認し、再委託に関する(不)承認通知書(別記第17号様式)により指定管理者に通知するものとする。

3 指定管理者は、契約締結後に再委託契約書の写しを環境衛生課に提出しなければならない。

(業務主任等の配置)

第44条 指定管理者は、業務開始までに管理運営及び会計業務の主任を定め、大隅肝属広域事務組合業務・会計主任(変更)届(別記第18号様式)により管理者に報告しなければならない。業務主任等が変更した場合も同様とする。

(就業規則の作成及び確認)

第45条 環境衛生課は、指定管理者に対して業務開始までに労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく就業規則を提出させ、雇用者の労働環境が確保されているかを確認するものとする。

(提出報告書及び業務改善協議の事前調整)

第46条 環境衛生課は、指定管理者に月例報告等させる内容の詳細について、事前に調整及び確認を行うものとする。

2 環境衛生課は、指定管理者と年間を通じて当該施設の効率的かつ効果的な活用、サービスの向上に向けて協議及び調整を行い、必要により施設の条例、規則等を改正するものとする。

(住民への周知)

第47条 環境衛生課は、施設の管理が指定管理者に移行する旨を組合ホームページ等により住民へ周知し、併せて施設の分かりやすい箇所に施設の指定管理者名、連絡先等を掲示するものとする。

(変更事項の届出)

第48条 環境衛生課は、指定管理者がその名称、代表者の氏名又は事業所の所在地に変更があった場合は、指定管理規則第9条の規定に基づき管理者に届け出させなければならない。

2 環境衛生課は、変更事項について住民に周知する必要がある場合は、速やかに周知を行うものとする。

(実費弁償による事務処理の受託等の確認申請)

第49条 環境衛生課は、指定管理者の法人税について、法人税通達（昭和44年5月1日付け直審（法）25）15-1-28「実費弁償による事務処理の受託等」に関する申請が必要と思われる指定管理者に対して指導するものとする。

(引継ぎ)

第50条 環境衛生課は、住民等への指定管理者制度移行に関する周知を行うものとし、移行された施設で指定管理者が変更となる場合は、円滑な引継ぎができるよう調整するものとする。

(協定書締結及び事前準備の作業時期)

第51条 協定書締結及び事前準備は、原則として制度導入及び更新の前年度の1月から3月までの間に行うものとする。

第11章 管理監督

(管理監督)

第52条 環境衛生課は、指定管理者が施設の設置目的を十分に理解し、当該施設の条例、規則、仕様書、協定書等に沿った管理が遂行されているか等を継続的に管理監督し、必要に応じて指導、助言等を行うものとする。

(管理監督事項)

第53条 環境衛生課が、指定管理者に対して行う管理監督事項は次のとおりとする。

(1) 履行確認

ア 条例、規則等に基づいた管理運営がなされているか。

イ 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営がなされているか。

(2) 執行体制

ア 人員の配置が適切であるか。

イ 業務に必要な研修及び教育が適切に行われているか。

ウ 就業規則等が遵守され、雇用者の労働環境が確保されているか。

エ 個人情報取扱いが適切に行われているか。

オ 危険箇所の把握及び点検を行い、安全対策が適切に行われているか。

カ 防犯、防災対策等の危機管理体制が適切であるか。

(3) サービスの質

ア 接客態度は良いか。

イ 利用者からの苦情等に対して適切な対応がなされているか。

ウ 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか。

エ サービス向上及び利用促進の具体的な取組がなされているか。

(4) 報告事項

ア 月例報告書及び年次報告書が提出されているか。

イ 利用者満足度調査が行われ、報告されているか。

ウ 報告義務事項が確実に報告されているか。

エ 施設の破損及び異常について、速やかに対応し組合へ報告されているか。

(5) 経営状況

ア 利用者数及び稼働率は適切な水準であるか。

イ 適正な経理事務が行われているか。

ウ 従業員への給与遅配、取引先への支払遅延等がないか。

エ 事業収支は妥当であるか。

オ 経営分析評価指標の結果は妥当であるか。

カ 団体等の経営状況は妥当であるか。

(随時報告)

第54条 環境衛生課は、突発的な事故等が発生した場合は、指定管理者から発生日時、施設等の被害、死傷者、対応等の状況を直ちに報告させなければならない。この場合において、報告は文書により行うものとするが、緊急の場合は口頭により報告し、後日、文書で報告させることができるものとする。

(月例報告)

第55条 環境衛生課は、指定管理者から毎月の業務終了後10日以内に、指定管理者月例報告書(別記第19号様式)及び協定書に指定した書類を提出させなければならない。この場合において、報告書の内容は施設の特性に応じ変更できるものとする。

(年次報告)

第56条 環境衛生課は、指定管理者から毎年度の業務終了後30日以内に、指定管理者事業報告書(別記第20号様式)及び協定書に指定した書類を提出させなければならない。この場合において、報告書の内容は施設の特性に応じ変更できるものとする。

(立入調査)

第57条 環境衛生課は、指定管理者が適切な運営を行っているか確認するため、年1回以上事務所等へ立ち入り、現地での業務遂行状況、出納事務等について調査しなければならない。

(利用者等からの意見聴取)

第58条 環境衛生課は、施設に対する意見、要望等を把握するため、年に1回以上アンケート調査、インタビュー等の方法により施設利用者、近隣居住者等の意見を聴取しなければならない。

2 環境衛生課は、利用者等から苦情等を受けたときは、指定管理者と連携し、速やかに対応し、その内容を記録に残さなければならない。

(指導)

第59条 環境衛生課は、指定管理者の報告、立入調査、利用者等の意見聴取により、指定管理者に対して指導すべき事項が生じたときは、次に掲げる方法により指導するものとする。

(1) 頭指導 軽易な改善事項の場合は口頭により指導し、指導の日時、内容等を記録しなければならない。

(2) 文書指導 再三の口頭指導にもかかわらず、改善されない場合又は重大な改善事項については指定管理業務の不履行・遅延に関する改善指示書(別記第21号様式)で指導するものとする。

(経営状況の確認)

第60条 環境衛生課は、第56条の規定に基づき提出される指定管理事業報告書から経営分析評価表(別記第22号様式)を作成して経営分析を行い、又は指定管理者の決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)の提出を求め、財務比率確認表(別記第23号様式)を作成して経営状況の確認を行い、安定的かつ継続的な業務の実施を阻害するおそれのある事象又は原因がないか確認するものとする。

(会計処理)

第61条 環境衛生課は、指定管理者に対し、管理等に関する収支は、専用の金融機関等の預金口座を設け、事業者の他の会計と区分して会計処理するよう指導するものとする。

2 環境衛生課は、財務書類(損益計算書)及び証拠書類は、事業者の他の会計と区分して指定管理業務別に作成するよう指導するものとし、利用料金及び決算状況について確認するものとする。

(モニタリングレポート等の作成)

第62条 環境衛生課は、第56条及び第58条の規定に基づく年次報告、意見聴取等の結果を踏まえ、審査評点表の評価基準、施設の設置目的をどの程度達成できたか年度ごとに評価し、課題、改善目標等を整理した指定管理者モニタリングレポート(別記第24号様式)及び施設概要調書(別記第25号様式)を作成しなければならない。

2 モニタリングレポート及び施設概要調書は、毎年6月末までに組合ホームページ等で公表しなければならない。

(指定管理者に対する監査)

第63条 組合の監査委員は、法第199条第7項に基づき、必要があると認めるときは、指定管理者が行う公の施設の管理等業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことができる。

また、議会から監査委員に対し、指定管理者の管理等業務に関する監査の求めがあった場合においても同様の取扱いとする。

2 管理者は、指定管理者が行う公の施設の管理等業務に係る出納関連の事務について、監査委員による監査を求めることができる。

(処分)

第64条 環境衛生課は、指定管理者の責めに帰すべき次に掲げる事由がある場合は、指定管理規則第10条の規定による処分を行わなければならない。

(1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(2) 協定の内容を履行せず、又はこれに反したとき。

(3) 指定管理者申請の際に提示した募集要項の申請資格を失ったとき。

(4) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容等に虚偽があると判明したとき。

(5) その他当該指定管理者による管理を継続することが、不相当と認めるとき。

第12章 委託料の支払手続

(委託料の支払手続)

第65条 この要領に定めるもののほか、委託料の支払に関する場合は会計規則、備品に関する場合は財産規則に基づき適切に処理するものとする。

第13章 不服申立て

(不服申立て)

第66条 指定管理者の選定及び処分に対する不服申立てを受けた場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき処理するものとする。

第14章 更新手続

（更新手続）

第67条 指定管理者制度活用の実績がある施設は、これまでのモニタリング結果等からその効果を検証し、当該施設が指定管理者制度活用に適した施設であるか再検証し、指定管理者制度に適しないと認められる施設は、直営による業務の外部委託、施設の廃止、民間への譲渡、売却等を検討するものとする。

附 則

この要領は、第1条から第18条までに關する条項は平成24年12月10日から、第19条以降は平成24年3月1日から施行する。